

令和3年度重点事業について
令和3年度当初予算の概要

資料4

【総 額】	①16,725,984千円(障害者福祉推進課) ②38,239,949千円(障害福祉事業課) 合計54,965,933千円(前年度当初比2,732,039千円 5. 2%増)	政策経費の推移 (人件費、社会保障費 (義務的経費)を除いた額)	・平成30年度 1,905,978千円(2課合計) ・令和元年度 1,943,523千円(2課合計)
	うち社会保障費 ①15,430,647千円(障害者福祉推進課) ②36,840,770千円(障害福祉事業課) 合計52,271,417千円(前年度当初比2,580,934千円 5. 2%増)		・令和2年度 2,326,176千円(2課合計) ・令和3年度 2,464,700千円(2課合計) 1,078,474千円(障害者福祉推進課) 1,386,226千円(障害福祉事業課)

主要施策	取組の方向性(六次)	数値目標(六次)	取組の方向性(七次)	数値目標(七次)	事業名等	事業概要	令和元年度決算額(千円)	令和2年度当初予算額(千円)	令和3年度当初予算額(千円)	説明
1入所施設等から地域生活への移行の推進	1－(1)－① 1－(2)－①	1-1グループホーム等の定員	1－(1)－① 1－(2)－①	1-1グループホーム等の定員	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者グループホーム(住まいの場)や生活介護・就労継続支援B型事業所等(日中活動の場)を整備しようとする者に対して、整備に要する費用の一部を補助する。対象事業:創設・大規模改修等	30,421 (翌年度繰越538,799)	414,000	388,000	
1入所施設等から地域生活への移行の推進	1－(1)－①	1-1グループホーム等の定員	1－(1)－①	1-1グループホーム等の定員	障害者グループホーム運営費等補助	グループホームの新規開設支援、運営の安定及び人材の確保に資するため、グループホームに対して運営費の補助を実施する。	212,258	201,000	216,000	
1入所施設等から地域生活への移行の推進	1－(1)－③	1-1グループホーム等の定員	1－(1)－③	1-1グループホーム等の定員	障害者グループホーム等支援事業(家賃補助、職員研修)	グループホーム等の質の充実と利用者の生活を支援するため、利用者への家賃補助(原則国1万円に加え県単2万円上限)及びサービス管理責任者や世話人など従事職員研修を実施する。	190,865	200,000	230,000	
1入所施設等から地域生活への移行の推進	1－(1)－①	1-1グループホーム等の定員	1－(1)－①	1-1グループホーム等の定員	障害者グループホーム等支援事業(支援ワーカー)	グループホーム等のバックアップ体制の強化を図るため、「障害者グループホーム等支援ワーカー」を配置し、新規開設支援や事業者に対する運営相談支援などのほか、地域におけるグループホーム等の支援体制の整備を行う。	60,186	60,290	60,290	
1入所施設等から地域生活への移行の推進	1－(6)－②		1－(6)－②		千葉リハビリテーションセンター再整備事業	開設から40年が経過し、施設・設備が老朽化しているほか、居室や訓練室等のスペースが不足しているため、県民ニーズに対応できるよう建替えに向けた基本設計を完了させ、実施設計等を行う。	25,459	50,373	275,438	・元年度実施概要 ①基本計画の策定 ②測量調査等の実施 ③施設整備検討会議の開催 ・R2年度実施概要 ①基本設計の着手 ②基本運営計画の着手 ③地質調査の実施 等
1入所施設等から地域生活への移行の推進	1－(6)－②	1－11千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園の入所者数	1－(6)－②		袖ヶ浦福祉センター利用者受入等支援事業	平成25年11月に発生した利用者死亡事件を受け、センターのあり方を検討してきたが、重度の強度行動障害のある方への新たな支援システムが構築されたことにより、令和2年8月に、利用者全員の移行を行ったうえで、令和4年度末までにセンターを廃止する方針を公表した。これまで、第三者検証委員会の答申を受け、定員半減化を進めてきたが、さらに円滑な利用者の移行を進めるため、受入れる民間施設への施設整備や支援員の追加配置に補助を行う。	22,669	96,402	185,525	・R2年度実施概要 ①グループホーム等整備補助 ②支援員等の配置補助
1入所施設等から地域生活への移行の推進	1－(6)－①		1－(6)－①		袖ヶ浦福祉センター管理運営事業	県立施設である袖ヶ浦福祉センター更生園及び養育園について指定管理者制度により平成30年度から令和4年度までの施設の管理運営を行う。	720,632	693,572	660,431	・指定管理料 1. 更生園 H30 554,015千円 R1 531,724千円 R2 510,947千円 R3 479,961千円 R4 455,053千円 合計 2,531,700千円 2. 養育園 H30 192,864千円 R1 188,908千円 R2 182,625千円 R3 180,470千円 R4 183,050千円 合計 927,917千円

主要施策	取組の方向性(六次)	数値目標(六次)	取組の方向性(七次)	数値目標(七次)	事業名等	事業概要	令和元年度決算額(千円)	令和2年度当初予算額(千円)	令和3年度当初予算額(千円)	説明
1入所施設等から地域生活への移行の推進			1－(6)－①		重度の強度行動障害のある方への支援体制整備事業	現在、在宅等で生活している重度の強度行動障害のある方が、県が設置する「暮らしの場支援会議」の判定を受け、障害特性に応じた暮らしの場に入所(居)できるよう、受入れる民間施設への施設整備や支援員の追加配置に対し、補助を行う。	—	—	88,390	R3年度新規事業
2精神障害のある人の地域生活の推進	2－(1)－①、⑬	2－1圏域毎の保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況	2－(1)－①、⑫		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害のある人が、地域の一員として自分らしい暮らしを送るために、医療・福祉・介護・住まい・地域の助け合い・教育が包括的に確保された地域づくりを目指すことを目的とした事業。障害保健福祉圏域13圏域毎に事業委託を行い、会議体の設置・運営や、地域課題に応じた事業を選択的に実施する。	22,750	22,808	19,776	県内13圏域に実務者会議及び代表者会議を設置し、地域の課題やニーズに関して検討を行い、課題に即した事業展開を行うこととしている。 また、令和3年度から中核市が新たに実施主体となるため、15から13圏域となる。
2精神障害のある人の地域生活の推進	2－(2)－①、②	2－11精神科救急基幹病院数 2－12精神科救急身体合併症に対応できる施設数	2－(1)－⑳、㉑		精神科救急医療の充実	精神疾患の急激な発症や精神症状の急変などにより、早急に適切な医療を必要とする精神科救急患者や措置入院患者が速やかに医療に繋がることができるよう、精神科救急医療システムや夜間休日における医療の提供体制を確保する。	171,238	192,785	189,310	精神症状の急激な悪化等の緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保する。 また、連絡調整会議・連携研修会・事務説明会等を開催し、各関係機関との連携を密にすることにより、精神科救急医療体制の充実を図る。
2精神障害のある人の地域生活の推進	2－(1)－②、③		2－(1)－②		精神障害者ピアサポートの推進について	精神障害者ピアサポーターの養成を行うとともに、ピアサポート体制の在り方について検討を進める。	525	525	525	
2精神障害のある人の地域生活の推進	2－(2)		2－(1)－㉑、㉒		措置入院費	精神保健福祉法第29条及び第29条の2に規定する精神障害者の措置入院に要する費用を負担するもの(扶助費)。なお、保険が優先適用され、残余の費用について公費で負担することとなっている。	250,416	295,000	276,000	
3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	3－(1)－①、②	3－1共生社会という考え方を知っている県民の割合 3－2障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に関する周知啓発活動の回数	3－(1)－①、②	3－1共生社会という考え方を知っている県民の割合 3－2障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に関する周知・啓発活動の回数	障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための事業	・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」や障害者差別解消法に基づき、広域専門指導員等により個別の差別事案の解決を図るとともに、以下の施策を重点的に実施する。 ・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」及び障害者差別解消法の周知 - 条例や障害者差別解消法の趣旨の理解が深まるよう啓発に努めるとともに、「マンガでわかる障害者差別解消法」やパンフレット等を活用して、条例や障害者差別解消法の認知度向上を図る。 ・障害者差別解消支援地域協議会、調整委員会の運営 - 障害者差別解消法に基づき、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うために設置した障害者差別解消支援地域協議会の運営を行う。 ・「障害のある人への優しい取組み」の実施 - 県内の事業所等で行われている障害のある人への優しい取組みを広く県民に周知する。 ・情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発の促進 - 県の各機関をはじめとして市町村や民間事業者において障害のある人の情報保障に必要な配慮が行われるよう、平成29年3月に改正した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を活用し、県の各機関や市町村等に配慮を促す。	57,239	70,234	74,763	
3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	3－(3)－①、⑥	3－4虐待防止アドバイザー派遣数 3－5職員対応要領を策定した市町村数	3－(3)－①、⑥	3－4虐待防止アドバイザー派遣数 3－5職員対応要領を策定した市町村数	障害者虐待防止対策の推進	障害者虐待防止法に基づく虐待事案への適切な対応を図るとともに、障害者虐待の発生を防止するため、以下の施策を重点的に実施する。 ・虐待防止のための研修の実施 施設従事者等による虐待防止を図るため、意識改革や援助技術の向上に資する研修を実施するとともに、障害者虐待への対応や虐待防止に携わる市町村職員の資質向上を図るため、対応の流れや留意点等を習得するための研修を実施する。 また、市町村や施設・事業所等の相談に応じ、要望があれば県からアドバイザーを派遣して、適切な対応や予防ができるよう情報提供や助言を行う。 ・虐待防止のための広報等の実施 リーフレットの配布や講演会を開催することにより、障害者に対する虐待の防止に関する広報・啓発を行う。 ・虐待防止のための市町村等との連携協力 虐待を防止するため市町村等と連絡会議を開催する等、関係行政機関との連絡調整や情報の共有を図る。	3,442	5,783	5,324	

主要施策	取組の方向性(六次)	数値目標(六次)	取組の方向性(七次)	数値目標(七次)	事業名等	事業概要	令和元年度決算額(千円)	令和2年度当初予算額(千円)	令和3年度当初予算額(千円)	説明
3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	3－(5)－①	3－8手話通訳者・要約筆記者実養成講習終了見込者数	3－(5)－①	3－7手話通訳者・要約筆記者実養成講習修了見込者数	手話等の普及のための事業	平成28年6月に制定された「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」に基づき、手話等に関する普及啓発を広く周知するとともに、聴覚障害者のための意思疎通支援のための人材養成の強化と派遣体制の整備及び充実に努める。	46,382	48,241	47,455	手話通訳・要約筆記養成派遣、盲ろう者向け通訳介助員養成派遣、手話等普及啓発、盲ろう者支援(生活訓練)
3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	3－(5)－⑤		3－(5)－⑤	3－12 失語症者向け意思疎通支援者実養成講習修了見込者数	失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	失語症者が、地域で包括的な支援を受けられる体制を構築することを目的とし、県民を対象として、失語症者向け意思疎通支援者養成研修を実施する。	3,510	3,510	3,510	
4障害のある子どもの療育支援体制の充実	4－(3)－①	4－9障害児等療育支援事業実施見込み箇所数	4－(3)－①	4－9障害児等療育支援事業実施見込箇所数	障害児等療育支援事業	障害児(者)施設等の有する機能を活用し、在宅障害児等に早期診断、適切な治療や訓練を実施し、また、在宅障害児等やその家族に対して適切な相談支援を実施することにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上、地域生活における療育・相談支援体制の充実に図る。	85,905	99,000	99,000	
4障害のある子どもの療育支援体制の充実	4－(3)－③		4－(3)－③		発達障害児者及び家族支援体制整備事業	発達障害児等の親が安心して子育てできるよう、発達障害児の子育て経験を生かして相談・助言を行うペアレントメンターによるグループ相談会の開催やペアレントメンターコーディネーターの配置を行う。	1,223	1,224	1,224	
4障害のある子どもの療育支援体制の充実	4－(3)－②	4－10療育支援コーディネーターの配置人数	4－(3)－②	4－10療育支援コーディネーターの配置人数	療育支援コーディネーターの配置	在宅の障害のある子どもに対して各々の特性に応じた療育支援を提供できるよう、医療・保健・福祉・教育関連機関の連携を調整する療育支援コーディネーターを地域生活支援事業を活用して市町村に配置するよう促す。 また、情報交換等のため、関係市町村等も含めた療育支援コーディネーターの連絡協議会を開催する。		市町村地域生活支援事業費等補助金の一部		市町村の実施内容の把握は当該年度の冬であるため、現時点で療育支援コーディネーターに係る予算額は不明。
4障害のある子どもの療育支援体制の充実					障害児施設県単措置費・障害児施設給付費県単加算費	児童福祉法に基づき、知事が施設に障害児を入所措置した場合及び知事が入所給付決定した保護者が障害児入所支援を受けた場合に児童の処遇、施設の運営に要する経費及び入所支援に要した費用について、国の基準に加算して支弁する。	155,617	180,000	182,000	
4障害のある子どもの療育支援体制の充実	4－(4)－①	4－11医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数	4－(4)－①	4－11医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置市町村数	医療的ケア児等地域支援体制構築支援事業	医療定ケア児等支援のための協議会の設置を検討している市町村と協力し、その設置を支援するとともに、設置までの流れをモデル化し公表する。 また、医療的ケア児等支援への理解、認識を深め、協議の場の設置促進を図るため、市町村職員を対象とした研修を実施する。	—	2,300	—	市町村等の協議会の設置過程をモデル化し、協議の場の設置、活性化を支援する。
4障害のある子どもの療育支援体制の充実	4－(4)－④		4－(4)－④		小児等在宅医療連携拠点事業	在宅医療を必要とする小児等が、在宅において必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できるよう、福祉や教育などとも連携し地域で支える体制を構築するとともに、訪問看護師等への研修等を実施し、人材の育成を図る。	1,207	2,749	2,749	
4障害のある子どもの療育支援体制の充実					重度障害児等通所事業所特別支援事業	在宅にて生活する、重症心身障害児(者)等への支援の強化及びその家族への支援の充実に図るため、身近な地域において、重症心身障害児(者)等が利用できる場を確保するとともに、家族等の負担の軽減を図り、在宅において安心した生活の確保に資する。	3,125	7,000	7,000	

主要施策	取組の方向性(六次)	数値目標(六次)	取組の方向性(七次)	数値目標(七次)	事業名等	事業概要	令和元年度決算額(千円)	令和2年度当初予算額(千円)	令和3年度当初予算額(千円)	説明
5障害のある人の相談支援体制の充実	5－(2)－①	5－10計画相談支援従事者数 5－11相談支援専門員の養成数	5－(2)－①	5－10計画相談支援従事者数 5－11相談支援専門員の養成数	相談支援従業者等研修事業	相談支援従業者等養成研修ワーキングチームによる検討を踏まえて、相談支援専門員等の育成ビジョン(習得すべき専門性)を明確にし、これに基づき各研修を体系化する。 新たに、医療的ケアを要する障害のある子ども等への相談支援の充実を図るため、関連分野の支援を調整するコーディネーターの育成研修を実施する。	6,561	12,616	11,018	
5障害のある人の相談支援体制の充実	5－(1)－⑧	5－6発達障害者支援センター相談件数	5－(1)－⑧	5－6発達障害者支援センター相談件数(地域相談支援機関での相談を含む)	発達障害者支援センター運営事業 及び発達障害者支援体制整備事業	発達障害のある人が可能な限り身近な地域で必要な支援が受けられるよう、千葉県発達障害者支援センター(CAS)を拠点として、市町村・事業所等への適切な助言等のバックアップや専門性の高い人材の養成を目的とした研修等を行う。 また、発達障害者地域支援マネジャーをCASに配置し、市町村の発達支援体制整備や事業所等への個別支援、医療機関との連携等、地域支援機能の強化を図る。	55,241	60,400	60,400	
5障害のある人の相談支援体制の充実	5－(1)－④	5－5基幹相談支援センター設置市町村数	5－(1)－④	5－5基幹相談支援センター設置市町村数	基幹相談支援センターの設置促進に係る取組	基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援、相談支援事業所に対する助言や人材育成、関係機関の連携などの中核的な役割と、計画相談支援事業所、委託相談支援事業所の役割分担について、市町村と連携した研修会等の開催により情報共有を図り、市町村における設置を支援する。 基幹相談支援センター等において、地域づくりや人材育成等の地域における相談支援の指導的役割を担う主任相談支援専門員の養成研修を実施する。	—	—	—	(主任相談支援専門員の養成研修の予算は、5－(2)－①相談支援従業者等研修事業に含まれる)
6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	6－(2)－①	6－15障害者就業・生活支援センター登録者の就職件数	6－(2)－①	6－17障害者就業・生活支援センター登録者の就職件数	障害者就業・生活支援センター事業	障害者就業・生活支援センターに置かれた生活支援担当職員等が、雇用、福祉、医療、教育等の関係機関と連携しながら、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業訓練の斡旋等を行い、就業の継続に必要な支援を行う。	98,261	100,016	100,384	
6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	6－(5)－①	6－21就労継続支援B型事業所の平均工賃月額 6－23県内官公需実績	6－(5)－①	6－23就労継続支援B型事業所の平均工賃月額 6－25県内官公需実績	障害者の工賃アップのための事業	工賃アップを活動目的とする千葉県障害者就労事業振興センターの運営支援 (販路・受注拡大、データベース「チャレンジド・インフォ・千葉」の普及・定着、新商品開発等)や、「障害者優先調達推進法」に基づき、調達方針に基づく官公需の一層の促進に取り組む。	33,756	35,398	35,398	
7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	7－(5)－①	7－11「強度行動障害のある方の支援に対する研修事業」受講者数	1－(4)－①	1－10「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」受講者数	強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業	強度行動障害のある方への支援を適切に実施するため、民間施設の支援員等を対象に、強度行動障害についての理解を深め、支援の専門性を高めるための研修を実施する。	6,213	6,224	6,224	
7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	7－(5)－④		1－(4)－①		強度行動障害者等県単加算事業	地域において居宅あるいは通所サービスでの支援が困難な強度行動障害者(児)を受け入れ支援する民間の入所施設に対して加算を行うことで、強度行動障害者(児)への支援の向上及び受け皿の拡充を図る。	41,879	39,000	44,000	

主要施策	取組の方向性(六次)	数値目標(六次)	取組の方向性(七次)	数値目標(七次)	事業名等	事業概要	令和元年度決算額(千円)	令和2年度当初予算額(千円)	令和3年度当初予算額(千円)	説明
7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	7－(3)－④		7－(1)－①		発達障害者支援センター運営事業 及び発達障害者支援体制整備事業 (主要施策5 障害のある人の相談支援体制の充実から「再掲」)	発達障害のある人が可能な限り身近な地域で必要な支援が受けられるよう、千葉県発達障害者支援センター(CAS)を拠点として、市町村・事業所等への適切な助言等のバックアップや専門性の高い人材の養成を目的とした研修等を行う。 また、発達障害者地域支援マネジャーをCASに配置し、市町村の発達支援体制整備や事業所等への個別支援、医療機関との連携等、地域支援機能の強化を図る。	55,241	60,400	60,400	
7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実					重症心身障害短期入所特別支援事業	在宅で生活する重症心身障害者(児)の保護者等の負担を軽減するため、基準上配置が求められていない看護師の配置等を行った福祉型短期入所事業所に加算を行うことで、重症心身障害者(児)の受け皿の拡充を図る。	3,313	3,000	3,000	
7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	7－(4)－①		7－(3)－①		重度心身障害者(児)医療給付改善事業	重度心身障害者(児)が医療保険による医療給付を受けた時の自己負担額について助成する市町村の事業に対し、補助金を交付する。	3,762,798	4,500,000	4,500,000	令和2年8月から精神障害のある人を新たに対象とした。
7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	7－(1)－③	7－5高次脳支援拠点機関数	7－(1)－③		高次脳機能障害支援普及事業	高次脳機能障害のある人に対する支援体制を確立することを目的として、専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害に関する普及啓発、支援手法等に関する研修を行う。	18,000	22,000	22,000	
7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	7－(6)－①	7－12アウトリーチ型の訪問件数	7－(4)－①		ひきこもり地域支援センター事業	ひきこもり本人及び家族等からの相談に応じ、相談内容により関係機関(医療、保健、福祉、教育、労働等)につなげるとともに、希望により面接・アウトリーチ(訪問支援)を行う。	5,749	7,642	7,479	
8様々な視点から取り組むべき事項	8－(1)－①、⑥		8－(1)－①、⑥		人材の確保・定着	障害のある人のニーズ、障害特性に応じたサービス提供体制を整えるため、福祉・介護人材の確保や育成、定着対策を検討・推進する。 また、福祉・介護職員の処遇改善加算の拡充に適切に対応するとともに、引き続き 国に対して、障害福祉サービス事業所等の経営安定化や福祉・介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定確保ができるよう、人員配置基準や報酬額について必要な改善と 適切な財源措置を要望する。	—	—	—	①②:介護人材事業(健康福祉指導課) ①「介護人材就業促進対策」 →介護の職場への就業に向けた支援等。地域医療介護総合確保基金事業) R3当初 388,826千円 ②「修学資金等の貸付による介護職員等の確保対策」 →県社協実施貸付事業 R3当初 75,557千円 ③福祉人材センター運営事業 →福祉人材養成と潜在福祉人材就労促進、福祉人材バンク事業 R3当初 60,144千円
8様々な視点から取り組むべき事項	8－(3)－④		8－(3)－④		更生医療等給付費負担金	市町村が、一般では既に治癒したと考えられる障害に対しその障害の程度を軽くするために更生医療を給付した場合、その更生医療給付費を負担する	1,916,838	2,000,000	2,049,000	
8様々な視点から取り組むべき事項	8－(3)－④		8－(3)－④		自立支援医療(精神通院医療)費	障害者総合支援法第58条に規定する自立支援医療(精神通院医療)に要する費用を負担するものの(扶助費)。なお、保険が優先適用され、残余の費用について公費で負担することとなっている。	7,762,856	8,004,000	8,155,000	
8様々な視点から取り組むべき事項	8－(6)－⑥		8－(6)－⑥		災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制整備	災害時における、被災地域の精神保健医療機能の一時低下や災害ストレス等による新たな精神的問題の発生に対して、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の 支援を行う災害派遣精神医療チーム(DPAT)を養成するため、研修や訓練を実施し、体制を整備する。	1,786	2,627	3,101	

主要施策	取組の方向性(六次)	数値目標(六次)	取組の方向性(七次)	数値目標(七次)	事業名等	事業概要	令和元年度決算額(千円)	令和2年度当初予算額(千円)	令和3年度当初予算額(千円)	説明
8様々な視点から取り組むべき事項	8－(4)－①		8－(4)－①		障害者スポーツ団体支援事業	障害者スポーツ競技団体やレクリエーション団体の活動を支援することにより、東京パラリンピックに向けて活性化した競技団体の活動をレガシーとすることで、障害者スポーツの振興を図る。	15,000	15,000	15,000	
8様々な視点から取り組むべき事項	8－(4)－⑧		8－(4)－⑧		障害者スポーツ振興事業	障害者スポーツの理解促進を図るとともに、障害のある人が県内のすべての地域でスポーツに親しめる環境の充実を図る。	15,242	25,945	17,265	
8様々な視点から取り組むべき事項	8－(4)				パラ「旅」応援事業	障害者スポーツの振興及び障害のある人の社会参加を促進するため、障害のある人のパラスポーツ大会観戦等を支援する。	9,800	0	0	
8様々な視点から取り組むべき事項	8－(4)－⑨		8－(4)－⑨		障害者芸術文化活動支援事業	障害者や障害福祉サービス事業所等の芸術文化活動を支援する「障害者芸術文化活動支援センター」を設置し、地域における障害者の自立と社会参加の促進を図る。	6,332	7,528	7,028	
8様々な視点から取り組むべき事項	8－(7)－②		8－(7)－①		ヘルプカード普及・啓発事業	内部障害者や難病の方、または妊娠初期の方など、外見では不自由や障害に気づかれにくい方々が、困っているときに身につける「ヘルプカード」、ストラップ型の「ヘルプマーク」を継続して作成するとともに、広く周知するため、「チラシ」「ポスター」「ステッカー」を作成する。	4,087	4,100	4,100	
8様々な視点から取り組むべき事項	8－(3)－⑮		8－(3)－⑮		依存症対策について	アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症者及びその家族に対して包括的に支援するため、関係機関との連携会議の実施、依存症専門相談支援、支援者の研修、依存症者に対する治療・回復プログラム等を実施する。	4,897	5,370	5,370	